

議事日程(第3号)

令和5年12月14日 午前9時00分開議

日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案(5件)

議案第80号 木城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第82号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第86号 令和5年度木城町一般会計補正予算(第5号)(関係部分)

議案第87号 令和5年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

議案第88号 令和5年度木城町介護保険特別会計補正予算(第4号)

2) 産業文教常任委員会付託議案(8件)

議案第81号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第83号 木城町営一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第84号 木城町企業立地奨励条例の全部を改正する条例の制定について

議案第85号 木城町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第86号 令和5年度木城町一般会計補正予算(第5号)(関係部分)

議案第89号 令和5年度木城町簡易水道事業会計補正予算(第2号)

議案第90号 令和5年度木城町下水道事業会計補正予算(第1号)

議案第93号 木城町道路線の廃止について

日程第2 議案第91号 工事請負変更契約について

日程第3 議案第92号 工事請負変更契約について

日程第4 議案第94号 木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第95号 令和5年度木城町一般会計補正予算(第6号)

日程第6 委員会付託の省略

日程第7 議案に対する質疑

日程第8 発議第2号 HPVワクチン接種の推進を求める意見書(案)

- 日程第9 久保富士子君に対する懲罰動議について
日程第10 懲罰特別委員会の設置及び委員の選任
日程第11 懲罰特別委員会の付託議案審査結果報告
日程第12 議員派遣の件
日程第13 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告
日程第14 各委員会の閉会中の調査
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告
- 1) 総務常任委員会付託議案(5件)
- 議案第80号 木城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第82号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第86号 令和5年度木城町一般会計補正予算(第5号)(関係部分)
議案第87号 令和5年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
議案第88号 令和5年度木城町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 2) 産業文教常任委員会付託議案(8件)
- 議案第81号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第83号 木城町営一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第84号 木城町企業立地奨励条例の全部を改正する条例の制定について
議案第85号 木城町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する条例を廃止する条例の制定について
議案第86号 令和5年度木城町一般会計補正予算(第5号)(関係部分)
議案第89号 令和5年度木城町簡易水道事業会計補正予算(第2号)
議案第90号 令和5年度木城町下水道事業会計補正予算(第1号)
議案第93号 木城町道路線の廃止について
- 日程第2 議案第91号 工事請負変更契約について
日程第3 議案第92号 工事請負変更契約について
日程第4 議案第94号 木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第5 議案第95号 令和5年度木城町一般会計補正予算(第6号)
日程第6 委員会付託の省略

- 日程第7 議案に対する質疑
- 日程第8 発議第2号 HPVワクチン接種の推進を求める意見書(案)
- 日程第9 久保富士子君に対する懲罰動議について
- 日程第10 懲罰特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第11 懲罰特別委員会の付託議案審査結果報告
- 追加日程第1 久保富士子君に対する懲罰動議について
- 追加日程第2 懲罰特別委員会の設置及び委員の選任
- 追加日程第3 懲罰特別委員会の付託議案審査結果報告
- 日程第12 議員派遣の件
- 日程第13 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告
- 日程第14 各委員会の閉会中の調査

出席議員(9名)

1番 矢野 哲也君	2番 荒川 浩君
3番 久保富士子君	5番 桑原 勝広君
6番 眞鍋 博君	7番 中武 良雄君
9番 後藤 和実君	10番 中竹 義一君
11番 甲斐 政治君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 三隅 秀俊君 議事調査係長 廣瀬 孝一君
書 記 池田真那海君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	萩原 一也君
教育長	恵利 修二君	総務財政課長	小野 浩司君
会計管理者	壺岐 和寿君	まちづくり推進課長	谷岡 潔君
環境整備課長	長友 渉君	教育課長	黒木 宏樹君

税務課長 …………… 平野 大輔君 福祉保健課長 …………… 西田 誠司君
町民課長 …………… 黒木 幸一君 産業振興課長 …………… 藤井 学君
代表監査委員 …………… 桑原 正憲君

午前9時00分開議

○事務局長（三隅 秀俊君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（甲斐 政治） おはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席議員は9名です。

これから本日の会議を開きます。

宮崎日日新聞社高鍋支局長より、本会議の写真撮影と録音の許可を求められましたので、議会傍聴規則第9条の規定により、許可したことを報告いたします。

本日の議事日程は、議案の追加により日程の変更がありましたので、議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 各常任委員会付託議案審査結果報告

○議長（甲斐 政治） 日程第1、各常任委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案5件、議案第80号木城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第82号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第86号令和5年度木城町一般会計補正予算（第5号）（関係部分）、議案第87号令和5年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議案第88号令和5年度木城町介護保険特別会計補正予算（第4号）、以上5件について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、中竹義一君。10番、中竹義一君。

○総務常任委員会委員長（中竹 義一君） 令和5年第8回木城町議会定例会において、総務常任委員会に審査付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は12月12日及び13日の2日間、総務常任委員会室において、委員4名が出席し、町長部局の課長以下、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第80号木城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第 8 2 号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第 8 6 号令和 5 年度木城町一般会計補正予算（第 5 号）（関係部分）、原案可決です。

次に、議案第 8 7 号令和 5 年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）、原案可決です。

次に、議案第 8 8 号令和 5 年度木城町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）、原案可決です。

以上で、総務常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、産業文教常任委員会付託議案 8 件、議案第 8 1 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 8 3 号木城町営一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 8 4 号木城町企業立地奨励条例の全部を改正する条例の制定について、議案第 8 5 号木城町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第 8 6 号令和 5 年度木城町一般会計補正予算（第 5 号）（関係部分）、議案第 8 9 号令和 5 年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）、議案第 9 0 号令和 5 年度木城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）、議案第 9 3 号木城町道路線の廃止について、以上 8 件について、産業文教常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、中武良雄君。7 番、中武良雄君。

○産業文教常任委員会委員長（中武 良雄君） 産業文教常任委員会に付託されました議案は 8 件でございます。審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 7 6 条の規定により報告いたします。

審査期日は 1 2 月 1 2 日、1 3 日の 2 日間、産業文教常任委員会室において、委員 5 名の全委員が出席し、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

初めに、議案第 8 1 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第 8 3 号木城町営一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第 8 4 号木城町企業立地奨励条例の全部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第 8 5 号木城町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する条例を廃止する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第86号令和5年度木城町一般会計補正予算（第5号）（関係部分）、原案可決です。

次に、議案第90号令和5年度木城町下水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決です。

次に、議案第89号令和5年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第2号）、原案可決です。

次に、議案第93号木城町道路線の廃止について、原案可決です。

以上で、産業文教常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 以上で、産業文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまより、一議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第80号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第81号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第82号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第83号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第84号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第85号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第86号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第87号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 88 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 89 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 90 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 93 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

ただいまより、各常任委員会付託議案の 12 議案について、議案番号順に従い、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第 80 号木城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 81 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号木城町営一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号木城町企業立地奨励条例の全部を改正する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号木城町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する条例を廃止する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号令和5年度木城町一般会計補正予算（第5号）、本案に対する総務常任委員長、産業文教常任委員長の報告は共に原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は両委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は両委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号令和5年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 88 号令和 5 年度木城町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号令和 5 年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 90 号令和 5 年度木城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 93 号木城町道路線の廃止について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は

原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、桑原勝広君の退場を求めます。

〔5番 桑原 勝広君 退場〕

日程第2. 議案第91号

○議長（甲斐 政治） 日程第2、議案第91号工事請負変更契約について、本案に対する質疑は終了しておりますので、これより討論、採決を行います。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第92号

○議長（甲斐 政治） 続きまして、日程第3、議案第92号工事請負変更契約について、本案に対する質疑は終了しておりますので、これより討論、採決を行います。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第91号、議案第92号に対する討論、採決が終わりましたので、ここで桑原勝広君の着席を求めます。

〔5番 桑原 勝広君 着席〕

日程第4. 議案第94号

日程第5. 議案第95号

○議長（甲斐 政治） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第4、議案第94号及び日程第5、議案第95号については、朗読は省略し、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） ただいま追加で上程をいただきました議案第94号及び議案第95号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第94号。議案第94号は、木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、令和6年3月1日より開始されます戸籍の広域交付に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が令和5年12月6日に交布となりました。

これにより、本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対する戸籍証明書等の交付の請求、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行が開始されることから、新たに手数料を徴収する事務について改正が必要となりました。

これに伴い、木城町手数料徴収条例の一部を改正するものであります。

最後に、議案第95号。議案第95号は、令和5年度木城町一般会計補正予算（第6号）であります。

補正予算（第6号）は、国の令和5年度補正予算の成立を受け、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業を実施するため、予算の総額に歳入歳出それぞれ8,699万7,000円を追加し、予算の総額を54億9,980万3,000円にするものであります。

歳入は、県支出金増額5,782万3,000円、地方交付税増額2,917万4,000円であります。

歳出は、総務費増額7,615万4,000円、民生費増額5,800万1,000円、予備費減額4,715万8,000円であります。

以上で、追加の提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、

可決をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（甲斐 政治） 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第6. 委員会付託の省略

○議長（甲斐 政治） 日程第6、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第94号及び議案第95号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議案第94号及び議案第95号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第7. 議案に対する質疑

○議長（甲斐 政治） 日程第7、議案に対する質疑を行います。

これより、提出されました議案第94号及び議案第95号に対する質疑、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第94号木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第94号に対する質疑はありませんか。7番、中武良雄君。

○議員（7番 中武 良雄君） 議案第94号ですけれども、改正で、今、条例が変わることですけれども、これについてちょっと担当課のほうから詳しく、手数料の金額等は変わっていないのかどうか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（甲斐 政治） 町民課長。

○町民課長（黒木 幸一君） 今回の条例改正は、戸籍法の改正によって来年の3月から戸籍の広域交付が始まります。本籍地以外の市町村で戸籍の取得が可能になります。それに伴う手数料条例の改正になっております。

主な改正内容としては、本籍地以外で戸籍の証明書を取得する場合に識別符号というのが必要になります。その識別符号の手数料の追加になっております。ただ、この識別符号が必要な方というのは、もう既に国内に住民票がある方については番号の符号がされておりますので、国外在住、国外出生の方が本籍地以外の市町村に戸籍の証明を取りに来られた場合、それと令和4年1月以前に亡くなっている方の除籍関係を本籍地以外に取りに来られた場合がこの番号の符号

が必要になります。

この条例、議案第94号でいうと、別表第3、1ページ目をお願いしたいんですけど、その第3項、戸籍電子の真ん中、左から2番目に戸籍電子証明書用提供用識別符号1件につき400円、それと3ページ目、第6項、1番下、その左から2番目、除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円、この2つが新たに追加されたものになっております。

先ほども少しお話ししましたが、住民票がある方についてはもう番号が振られておりますので、今現在、木城町内に住民票を有している方については、もう新たな番号設定というか、手数料は発生しないことになります。

以上です。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 以上で、本案に対する質疑を終わります。

これより議案第94号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号令和5年度木城町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第95号に対する質疑はありませんか。10番、中竹義一君。

○議員（10番 中竹 義一君） これは物価高騰における7万円と3万円の支給だと思いますけれども、この7万円の人数ですかね、これは個人別に渡ると思うんですけども、あとは3万円というのは木城町民の世帯によって支給されると思いますけれども、この数字的なものを、ちょっと教えてもらいたいと思っています。

○議長（甲斐 政治） 総務財政課長。

○総務財政課長（小野 浩司君） まず、3万円の全世帯の給付につきましては、12月1日現在の全世帯数が2,209世帯というふうになっております。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（西田 誠司君） 国の施策によります非課税世帯の7万円についてですけれども、基準日が令和5年の12月1日で826世帯を見込んでおります。

以上です。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 以上で、本案に対する質疑を終わります。

これより議案第95号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 発議第2号

○議長（甲斐 政治） 日程第8、発議第2号、意見書の提出、HPVワクチン接種の推進を求める意見書（案）が、久保富士子君ほか2名から提出されております。

提出されました発議第2号については、あらかじめお手元に配付したとおりでありますので朗読は省略し、提出者、3番、久保富士子君の趣旨説明を登壇の上、求めます。3番、久保富士子君。

○議員（3番 久保富士子君） HPVワクチン接種の推進を求める意見書（案）です。

ただいま上程になりました発議第2号につきまして、提出者を代表し、提案理由の説明をいたします。案文を朗読することによって、提案理由の説明に代えさせていただきます。

HPVワクチン接種の推進を求める意見書（案）。

子宮頸がんは、HPVワクチン接種によって「予防できる唯一のがん」と言われています。接種率の高い先進国では子宮頸がんは減少傾向である一方、我が国は年間約1万1,000人が罹患し、約2,900人が死亡しており、患者数・死亡者数とも近年増加傾向にあります。

2022年4月からHPVワクチンの積極的勧奨が再開されましたが、本県においては子宮頸がん罹患率も全国ワースト1位となっています。本町でも独自の取り組みで接種率向上に努めて

いますが、キャッチアップ接種の取組などの周知が行きわたっているとは言いきれない状況にあるとあります。

そのような中、キャッチアップ接種については、公費接種期間が令和7年（2025年）3月までとされており、対象者が知らぬままに公費接種期間を迎えてしまうことが懸念されます。よって、国に対し、女性活躍社会や少子化対策として、未来に生まれくる命を育む若い女性の命と健康を守ることにつながるHPVワクチンに関する政策の充実を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望します。

一つ、HPVワクチンの安全性と有効性が高く、副反応などの多様な症状に対する措置が十分に用意されていることについて周知徹底すること。

一つ、キャッチアップ世代に対する無料接種の期間を延長すること。

一つ、キャッチアップ接種については、住民票を置く自治体に関わらず無償とすること。

一つ、HPVワクチン定期接種の対象に男子も加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

今回の意見書は、宮崎女性議員の会として、県内一斉に提出するものであります。ご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（甲斐 政治） 提出者の趣旨説明が終わりました。

ただいまから発議第2号に対する質疑、討論、採決を行います。

発議第2号、意見書の提出、HPVワクチン接種の推進を求める意見書（案）を議題といたします。

発議第2号に対する質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより発議第2号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

お諮りいたします。発議第2号、意見書の提出、HPVワクチン接種の推進を求める意見書（案）は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、発議第2号、意見書の提出、HPVワクチン接種の推進を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

なお、HPVワクチン接種の推進を求める意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、こども家庭庁長官、宮崎県選出国會議員に提出いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、HPVワクチン接種の推進を求める意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、こども家庭庁長官、宮崎県選出国會議員に提出することに決定いたしました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、久保富士子君の退場を求めます。

〔3番 久保富士子君 退場〕

日程第9. 久保富士子君に対する懲罰動議について

○議長（甲斐 政治） 日程第9、久保富士子君に対する懲罰動議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。6番、眞鍋博君。

○議員（6番 眞鍋 博君） 令和5年第8回木城町議会定例会の一般質問での発言に関する懲罰動議について、ご説明いたします。

地方自治法第132条には品位の保持ということで、普通地方公共団体の議会の会議または委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、または他人の言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならないと規定されております。品位の保持については、議員はほかの議員、執行機関、その他第三者について、議事に関係のない個人の問題を議論の対象としたり、また無礼な言葉や私生活にわたる言論になる発言をしてはならない。

無礼な言葉とは、議員が議会の会議に付された事件について、自己の意見や批判の発表に必要な限度を超えて、議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉と議員必携に記載されております。

また、議会の品位を落とす発言として、根拠のない単なる風評などに基づく発言も同様であります。

このことから、今回の一般質問内で、久保富士子議員が発言した高レベル放射性廃棄物についての中で、昨年度、産業文教常任委員会において実施した政務調査の参加議員に対し、常任委員会における正当な調査にもかかわらず、その参加について批判され、令和4年12月の定例議会において、産業文教常任委員会委員長が正式に報告し、また、12月議会広報紙にも掲載しているにもかかわらず、説明不足と断言されていること。議会広報編集特別委員会において、同委員会の副委員長で、複数回、同委員会に出席されているにもかかわらず、最終日の委員会において、ご本人は別研修ということで議會議員として優先すべき同委員会を欠席され、ご質問の中では、

ご自身を排除された中で9月議会だよりを編集し、発行されたと発言されていますが、これは事実ではありません。

当時の産業文教常任委員会の活動内容の批判と議会広報編集特別委員会にかかわる発言は、本町議会の品位を落とすものであり、許せるものではありません。よって、久保富士子議員に対し、発言の取消しと本会議での陳謝の処分を要求いたします。議会が住民の代表者である議員をもって構成される議事機関として、その権威を保持し、公正な審議ができるよう久保議員においても議会品位を重んじていただきたいと思います。

○議長（甲斐 政治） 久保富士子君から、本件について一身上の弁明をしたいとの申出があります。

お諮りいたします。これを許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。久保富士子君の一身上の弁明を許すことに決定いたしました。

久保富士子君の入場を許します。

〔3番 久保富士子君 着席〕

○議長（甲斐 政治） 久保富士子君の一身上の弁明を許します。久保富士子君。3番、久保富士子君。

○議員（3番 久保富士子君） 今回、このような懲罰動議が出されたことは、私としては大変残念に思います。私は町民の代表として、町民の意見をしっかりと聞いて、あの場で発言をしたつもりです。それに対してこの懲罰というのは、私としては納得できません。

町民は、前産業文教常任委員会の皆さんが青森県の六ヶ所村、幌延町に行ったことに対してすごく不安を抱いておられます。この前の議員と語ろう会、あの中でもいろんな意見が出ました。私は、町民の意見をしっかりと受け止めて、あの場で発言をしました。

また、町民の意見とか要望を風評とか、うわさとか、これに置き換えていること自体が、町民からすれば、すごく逆に不安に陥れていると思います。

そして、私たち議員はしっかりと町民に情報を流す責任があると思います。私は町民の代表として、町民に分かりやすくお話をしているつもりです。しかし、これをこういうふうな懲罰として出てきたことは、本当に残念です。

私はこの陳謝ということに対して、申し訳ございませんが、陳謝する気持ちはございません。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 久保富士子君の退場を求めます。

〔3番 久保富士子君 退場〕

○議長（甲斐 政治） これから質疑を行います。

この件に対する質疑はありませんか。10番、中竹義一君。

○議員（10番 中竹 義一君） 動議に賛成の者の意見ってよろしいですかね。

○議長（甲斐 政治） はい。

○議員（10番 中竹 義一君） 今、弁解があったわけですけど、今回の久保議員の一般質問は、町の行財政全般にわたっての質疑ではなく、過去の産業文教常任委員会の政務調査、議会広報委員会、議長、議運委員長、職員に対する個人意見であります。

また、将来的に、木城町が岩盤や科学的特性マップによる適地であること、議員が動いているかのような意見がありました。木城町民に新たな思いをさせる要因を持たせたのではないかと考慮します。

議員必携の中にあるように、どんな内容の発言も許されるというものではない。自ら節度のある発言でなければならない。よって、発議者に賛同したいと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 以上で、本案に対する質疑を終わります。

日程第10. 懲罰特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（甲斐 政治） 日程第10、懲罰特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

懲罰については、会議規則第110条の規定によって、委員会の付託を省略することができないことになっています。

お諮りいたします。委員会条例第5条の規定によって、5人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。本件については、5人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

懲罰特別委員会の選任を行います。

お諮りいたします。ただいま設置されました懲罰特別委員会の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、矢野哲也君、荒川浩君、桑原勝広君、中武良雄君、中竹義一君の5名を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました諸君を懲

罰特別委員会に選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第7条の規定によって、懲罰特別委員会において、委員長及び副委員長を互選していただきますので、しばらく休憩いたします。

午前9時49分休憩

午前9時50分再開

○議長（甲斐 政治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

懲罰特別委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に中武良雄君、副委員長に桑原勝広君が互選されました。

ここで、懲罰特別委員会を開催いたしますので、しばらく休憩いたします。

午前9時51分休憩

午前10時30分再開

○議長（甲斐 政治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11. 懲罰特別委員会の付託議案審査結果報告

○議長（甲斐 政治） 日程第11、懲罰特別委員会の付託議案審査結果報告を行います。

懲罰特別委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、中武良雄君。7番、中武良雄君。

○懲罰特別委員会委員長（中武 良雄君） 懲罰特別委員会に付託されました、令和5年第8回木城町議会定例会の一般質問での発言に関する懲罰動議について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

審査期日は12月14日の1日間、総務常任委員会室において、委員5名が出席し、発議者の説明を聞き、質疑を行い、慎重に審査を行いました。令和5年第8回木城町議会定例会の一般質問での発言に関する懲罰動議についての審査結果は、陳謝の懲罰を科すことに決定いたしました。

続いて、陳謝文案については、懲罰特別委員会において作成しております。

以上で、本委員会に付託されました審査結果報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 以上で、懲罰特別委員長の報告は終わりました。

久保富士子君から本件について、一身上の弁明をしたいとの申出があります。

お諮りいたします。これを許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。久保富士子君の一身上の弁明を許すことに決定いたしました。

久保富士子君の入場を許します。

〔3番 久保富士子君 着席〕

○議長（甲斐 政治） 暫時休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

○議長（甲斐 政治） 久保富士子君の一身上の弁明を許します。3番、久保富士子君。

○議員（3番 久保富士子君） 先ほども弁明を申し上げましたが、一言だけ申し上げさせていただきます。私は町民の代表として出ております。町民の声、主権在民の声、これを皆様はどのように考えておられるのか。私はしっかりと町民の声を聞いて発言をしているつもりです。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 久保富士子君の退場を求めます。

〔3番 久保富士子君 退場〕

○議長（甲斐 政治） 本案に対する懲罰特別委員長の報告は陳謝であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成多数。久保富士子君に陳謝の懲罰を科することは決定されました。

久保富士子君の入場を求めます。

〔3番 久保富士子君 着席〕

○議長（甲斐 政治） ただいまの議決に基づいて、これから久保富士子君に陳謝の懲罰を科します。

これから久保富士子君に陳謝させます。久保富士子君に、登壇の上、陳謝文の朗読を命じます。久保富士子議員に申し上げます。陳謝文の朗読は、この議会の議決によるものです。議会の議決は大変重みのあるものです。

久保富士子議員に再度申し上げます。登壇の上、陳謝文の朗読を命じます。陳謝文の朗読がな

ければ、これを拒否したものとみなしますが、よろしいでしょうか。

久保富士子議員に陳謝文の朗読を命じましたが、同議員は陳謝文の朗読を拒否するとのことであります。

暫時休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時54分再開

○議長（甲斐 政治） 会議を再開いたします。

6番、眞鍋博君。

○議員（6番 眞鍋 博君） 再度、懲罰動議を提出いたします。

内容といたしましては、議会で議決した処分内容に対し従わなかった久保議員に対し、再度、一定期間の出席停止の懲罰を要求いたします。

○議長（甲斐 政治） 眞鍋博君から、地方自治法第135条第2項の規定によって、久保富士子君に対する懲罰の動議が提出されました。

地方自治法第117条の規定により、久保富士子君の退場を求めます。

〔3番 久保富士子君 退場〕

○議長（甲斐 政治） この動議を日程に追加し、追加日程第1号として議題とすることについて採決をします。この採決は、起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成多数。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として順序を変更し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 久保富士子君に対する懲罰動議について

○議長（甲斐 政治） 追加日程第1、久保富士子君に対する懲罰の動議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。6番、眞鍋博君。

○議員（6番 眞鍋 博君） 先ほど申しましたとおり、再度、懲罰動議を提出させていただきました。内容としましては、議会で議決した処分内容に対し、従わなかった久保議員に対し、再度、一定期間の出席停止の懲罰を要求いたします。

○議長（甲斐 政治） これから質疑を行います。この件に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

追加日程第2. 懲罰特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（甲斐 政治） 追加日程第1、懲罰特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

懲罰については、会議規則第110条の規定によって、委員会の付託を省略することができないことになっています。

お諮りいたします。委員会条例第5条の規定によって、5人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。本件については、5人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することと決定いたしました。

改めて、懲罰特別委員会の選任を行います。

お諮りいたします。ただいま設置されました懲罰特別委員会の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、矢野哲也君、荒川浩君、桑原勝広君、中武良雄君、中竹義一君の5名を指名いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました諸君を懲罰特別委員会に選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第7条の規定により、懲罰特別委員会において、委員長及び副委員長を互選していただきますので、しばらく休憩といたします。

午前11時00分休憩

午前11時00分再開

○議長（甲斐 政治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

懲罰特別委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果報告をいたします。

委員長に中武良雄君、副委員長に桑原勝広君が互選されました。

ここで、懲罰特別委員会を開催しますので、しばらく休憩といたします。

午前11時01分休憩

午前11時20分再開

○議長（甲斐 政治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第3. 懲罰特別委員会の付託議案審査結果報告

○議長（甲斐 政治） 追加日程第1、懲罰特別委員会の付託議案審査結果報告を行います。

懲罰特別委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、中武良雄君。7番、中武良雄君。

○懲罰特別委員会委員長（中武 良雄君） 懲罰特別委員会に付託されました、令和5年第8回木城町議会定例会の一般質問での発言に関する懲罰動議について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

総務常任委員会室において委員5名が出席し、慎重に審査を行いました。審査の結果、一定期間内の出席停止とし、本日……。

○議長（甲斐 政治） 暫時休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時28分再開

○議長（甲斐 政治） 再開いたします。

○懲罰特別委員会委員長（中武 良雄君） 先ほどの眞鍋議員の懲罰動議について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

総務常任委員会室において、委員5名が出席し、慎重に審査を行いました。審査の結果、一定期間の出席停止とし、本日1日間の出席停止を科すことに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました審査結果報告を終わります。また、本日の懲罰特別委員会は、秘密会議となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（甲斐 政治） 本案に対する懲罰特別委員長の報告は、本日1日間の出席停止であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成多数。よって、本案は委員長の報告のとおり、本日1日間の出席停止に決定いたしました。

久保富士子君の入場を求めます。

〔3番 久保富士子君 着席〕

○議長（甲斐 政治） ただいまの議決に基づいて、これから久保富士子君に本日1日間の出席停止を科します。

これから、久保富士子君退去を命じます。

〔3番 久保富士子君 退場〕

○議長（甲斐 政治） 以上をもちまして、追加日程第1の審査を全て終了いたします。

日程第12. 議員派遣の件

○議長（甲斐 政治） 日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決いたしました議員派遣の件で、後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、後日変更等があった場合は、議長に一任することに決定いたしました。

日程第13. 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告

○議長（甲斐 政治） 日程第13、各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告を行います。

これから、登壇の上、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、中竹義一君。10番、中竹義一君。

○総務常任委員会委員長（中竹 義一君） 総務常任委員会として特別報告することはありません。

○議長（甲斐 政治） 次に、産業文教常任委員長、中武良雄君。7番、中武良雄君。

○産業文教常任委員会委員長（中武 良雄君） 産業文教常任委員会として特別に報告することはありません。

○議長（甲斐 政治） 次に、議会運営委員長、後藤和実君。9番、後藤和実君。

○議会運営委員会委員長（後藤 和実君） 議会運営委員会で特別に報告することはありません。

○議長（甲斐 政治） 次に、議会広報編集特別委員長、眞鍋博君。6番、眞鍋博君。

○議会広報編集特別委員会委員長（眞鍋 博君） 議会広報編集特別委員会から報告いたします。

議会日より「きじょう」の編集作業のため、12月22日から1月10日にかけて計5回の委員会を開催します。原稿の作成に皆様のご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

日程第14. 各委員会の閉会中の調査

○議長（甲斐 政治） 日程第14、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

木城町議会会議規則第74条の規定により、各常任委員会委員長から所管事務の調査について、議会運営委員会委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会・臨時会に係る事項について、議会広報編集特別委員会委員長から議会広報の編集・調査等に関することについての閉会中の調査の申出があります。

お諮りいたします。各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（甲斐 政治） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

去る12月8日に開催されて以来、本日までの7日間にわたり慎重にご審議いただき、また執行部におかれましても、特段のご協力をいただき、予定会期内に終了できましたことを厚くお礼申し上げます。

これで、令和5年第8回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げたいと思います。

7日間にわたりました第8回定例会のご審議、誠にありがとうございました。

今議会上程の16議案、全て原案のとおり、可決をいただきました。厚くお礼を申し上げます。

今回、肉付けいたしました補正予算につきましては、町の振興と町民の福利向上対策に全力投球してまいります。特に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、住民非課税

世帯1世帯当たり7万円、町単独事業であります全世帯に1世帯当たり3万円の給付につきましては、でき得る限り1日も早く町民の手元に届くよう事務処理を進めてまいります。

29日から1月3日までは年末年始休暇となります。当面の諸行事につきましては、お手元に配付をしてございます。1月1日午前10時から、木城町二十歳のつどいをリバリスホールで執り行います。

なお、1月4日から仕事始めとなります。午後4時から、木城町新春賀詞交歓会が商工会館で予定されております。

本年もいよいよ残り少なくなってまいりました。年末年始に向けた準備が始まり、何かと慌ただしくなってまいりますし、寒さも一段と厳しくなってまいります。議員各位始め、皆様方には十分健康にご留意いただきまして、年末年始をお過ごしいただきたいと思っております。

改めまして、第8回定例会ありがとうございました。

○議長（甲斐 政治） 議員の皆様は、控室の方をお願いいたします。

○事務局長（三隅 秀俊君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前11時39分閉会
